

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

鈴鹿市及び三重県の人口並びに世帯数の推移は、表 3.2.1-1 及び図 3.2.1-1 に示すとおりである。

鈴鹿市における人口には増減が見られるものの、世帯数は増加傾向にある。

表 3.2.1-1 人口及び世帯数の推移

地 域	年	人 口(人)			世帯数 (世 帯)
		総 数	男	女	
鈴鹿市	平成 17 年	195,159	97,809	97,350	71,104
	平成 22 年	198,808	99,459	99,349	76,291
	平成 27 年	196,373	97,492	98,881	78,496
三重県	平成 17 年	1,867,696	908,440	959,256	688,088
	平成 22 年	1,848,107	899,880	948,227	709,355
	平成 27 年	1,807,611	880,050	927,561	725,366

出典：三重県統計書(平成 18 年、23 年、28 年)

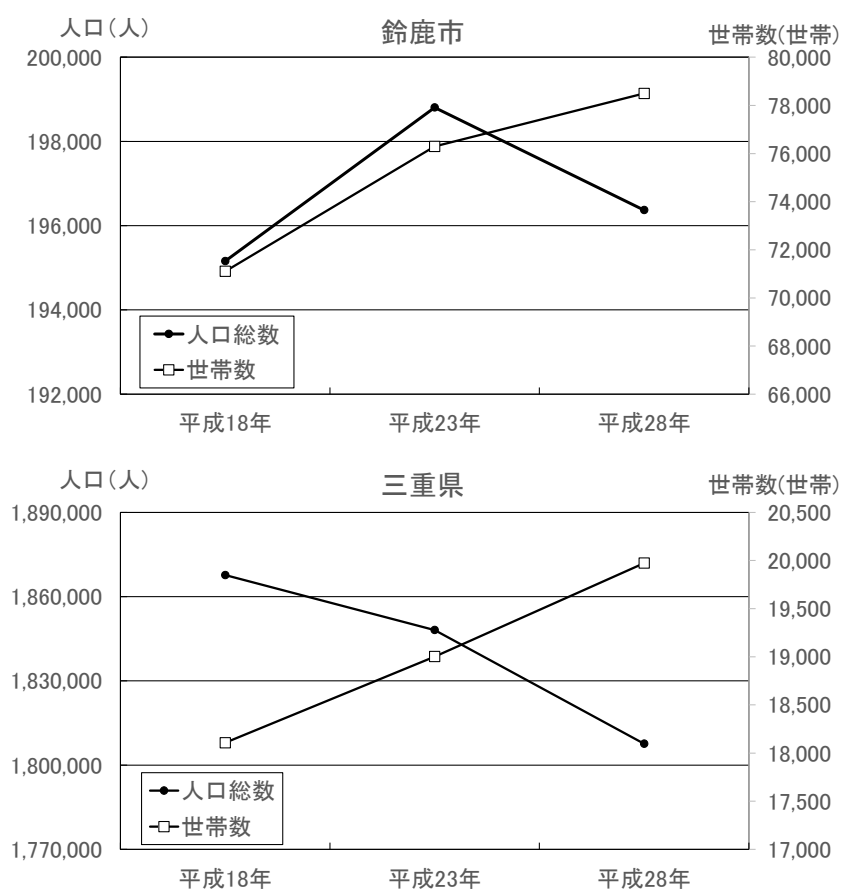


図 3.2.1-1 人口及び世帯数の推移

(2) 産業の状況

鈴鹿市及び三重県の産業別就業者数は、表 3.2.1-2 に示すとおりである。

平成 27 年 10 月 1 日現在の鈴鹿市における産業別就業者数の割合は、第三次産業の占める割合が高いものの、県全域の割合と比較すると、それを下回っている。

表 3.2.1-2 産業別就業者数（平成 27 年 10 月 1 日現在）

単位：人、（％）

産 業	鈴鹿市	三重県
第一次産業	2,773 (2.9)	31,229 (3.6)
農 業	2,630	24,371
林 業	9	1,016
漁 業	134	5,842
第二次産業	32,574 (34.5)	270,322 (31.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	12	406
建設業	6,386	60,912
製造業	26,176	209,004
第三次産業	55,706 (59.0)	541,969 (62.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	363	4,807
情報通信業	891	9,449
運輸業・郵便業	6,822	46,653
卸売・小売業	13,057	126,075
金融・保険業	1,821	18,573
不動産業、物品賃貸業	1,094	10,394
学術研究、専門・技術サービス業	2,003	20,004
宿泊業・飲食サービス業	4,506	47,328
生活関連サービス業、娯楽業	3,503	31,374
教育、学習支援業	3,709	38,725
医療、福祉	9,743	102,406
複合サービス事業	661	8,959
サービス業(他に分類されないもの)	5,197	48,295
公 務	2,336	28,927
分類不能の産業	3,300 (3.5)	29,253 (3.4)
総 数	11,012	872,773

注 1：分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

注 2：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

出典：国勢調査(総務省統計局、平成 27 年)

① 農業

鈴鹿市及び三重県の販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数は、表 3.2.1-3 に示すとおりである。

鈴鹿市における平成 27 年における販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数は、稲が最も多く、次いで野菜類となっている。

表 3.2.1-3 販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数（平成 27 年）

単位：経営体

種 類	鈴鹿市	三重県
稲	1,795	21,675
麦類	118	2,137
雑穀	15	183
いも類	70	728
豆類	78	1,494
工芸農作物	172	1,056
野菜類	324	4,411
花き類・花木	268	791
その他の作物	42	442

出典：2015 年農林業センサス（農林水産省ホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月）

② 林業

鈴鹿市及び三重県の所有形態別林野面積は、表 3.2.1-4 に示すとおりである。

平成 27 年における林野面積は、鈴鹿市内で 3,584ha となっている。

表 3.2.1-4 所有形態別林野面積（平成 27 年）

単位：ha

地 域	林野面積 計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他 官庁	小 計	独立行政 法人等	公有林	私有林
鈴鹿市	3,584	176	176	－	3,408	118	249	3,041
三重県	371,523	22,346	22,137	209	349,177	12,200	31,357	305,620

出典：2015 年農林業センサス（農林水産省ホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月）

③ 漁業

三重県における平成30年度の内水面漁業漁獲量は、表3.2.1-5に示すとおりである。
三重県における内水面漁業漁獲量は176tとなっている。

表3.2.1-5 内水面漁業魚種別漁獲量（平成30年）

区分	計	魚類						貝類	その他の 水産動植 物類
			さけ・ ます類	あゆ	こい	ふな	うなぎ		
三重県	176	4	-	3	0	1	0	172	0

出典：第66次東海農林水産統計年報（平成30～令和元年）（東海農政局ホームページ、閲覧：令和2年7月）

④ 商業

鈴鹿市及び三重県の商業の状況は、表3.2.1-6に示すとおりである。
平成26年7月1日現在の年間商品販売額は、鈴鹿市で336,707百万円となっている。

表3.2.1-6 商業の状況（平成26年7月1日現在）

地域	卸売業			小売業			合計		
	事業所 数	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	事業所 数	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	事業所 数	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)
鈴鹿市	267	2,011	125,725	1,135	9,431	210,982	1,402	11,442	336,707
三重県	3,526	25,611	1,722,206	12,997	88,534	1,749,478	16,523	114,145	3,471,684

出典：平成26年商業統計（経済産業省ホームページ、閲覧：令和2年7月）

⑤ 工業

鈴鹿市及び三重県の工業の状況は、表3.2.1-7に示すとおりである。
平成28年における製造品出荷額等は、鈴鹿市で113,666,571万円となっている。

表3.2.1-7 工業の状況（従業員4人以上）（平成28年6月1日）

地域	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
鈴鹿市	333	21,51	113,666,571
三重県	4,070	192,100	1,089,855,588

出典：平成28年経済センサス-活動調査（経済産業省ホームページ、閲覧：令和2年7月）

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用の状況

鈴鹿市の土地利用の状況は、表 3.2.2-1 及び図 3.2.2-1 に示すとおりである。

鈴鹿市では田が最も多く、民有地全体の約 31%となっている。

表 3.2.2-1 総面積及び民有地の地目別土地利用の現況（平成 30 年 10 月 1 日現在）

単位：k m²、（%）

地域	総面積	民有地									
		総数	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
鈴鹿市	194.46	127.14 (100)	39.54 (31.1)	25.59 (20.1)	33.81 (26.6)	－ (0.0)	0.06 (0.0)	13.38 (10.5)	0.00 (0.0)	1.83 (1.4)	12.94 (10.2)

注 1：「－」は、該当のないものを示す。

注 2：「0」は、単位に満たないものを示す。

注 3：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

出典：令和 2 年刊三重県統計書（三重県）

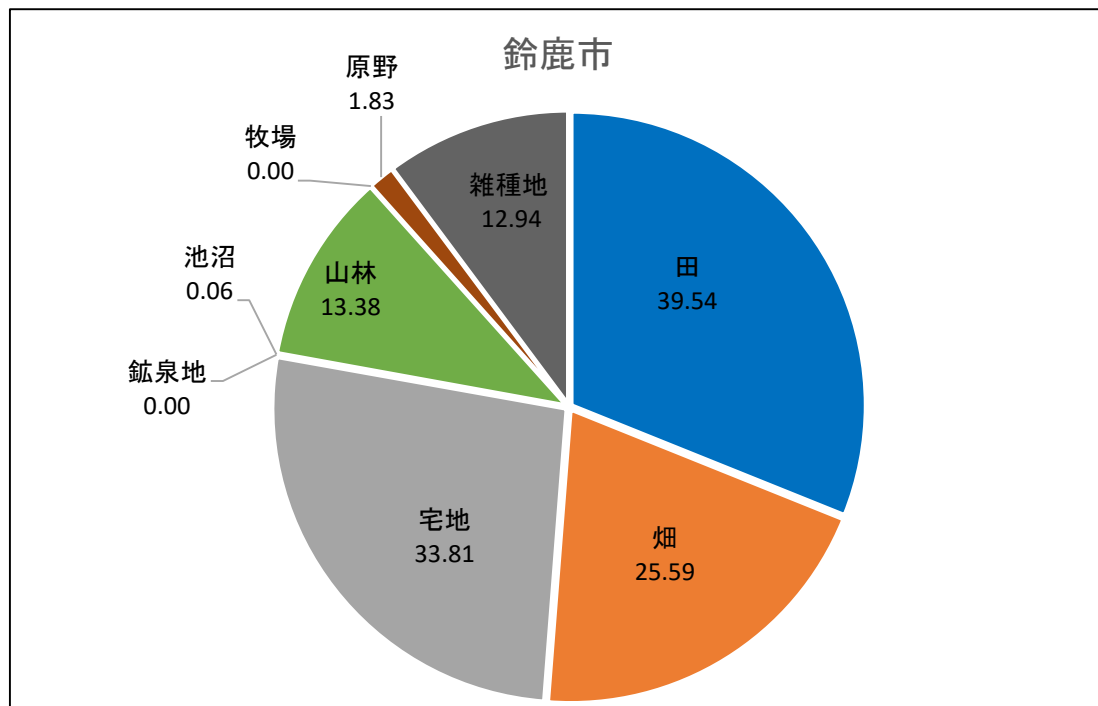


図 3.2.2-1 民有地の地目別土地利用の現況

(2) 土地利用規制の状況

① 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」(昭和49年法律第92号)に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

ア) 都市地域

準対象事業実施区域及びその周囲の都市地域は図3.2.2-2のとおり、準対象事業実施区域及びその周囲に都市地域が分布している。

イ) 農業地域

準対象事業実施区域及びその周囲の農業地域は図3.2.2-3のとおり、準対象事業実施区域の周囲に農業地域が分布している。

ウ) 森林地域

準対象事業実施区域及びその周囲の森林地域は図3.2.2-4のとおり、準対象事業実施区域の周囲には森林地域が分布している。

② 都市計画に基づく用途地域の指定状況

準対象事業実施区域及びその周囲は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)の市街化調整区域に指定されている。

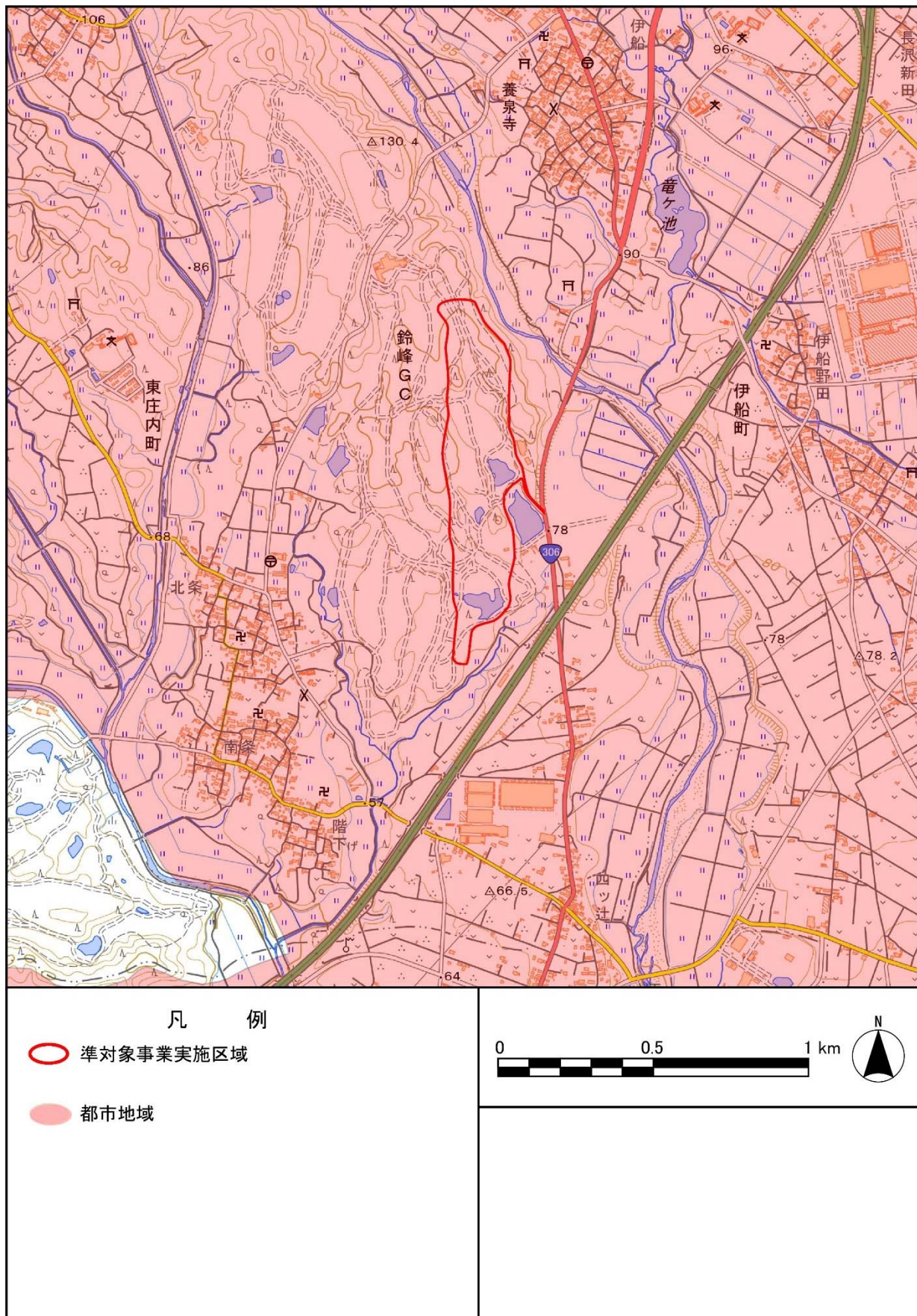


図 3.2.2-2 都市地域

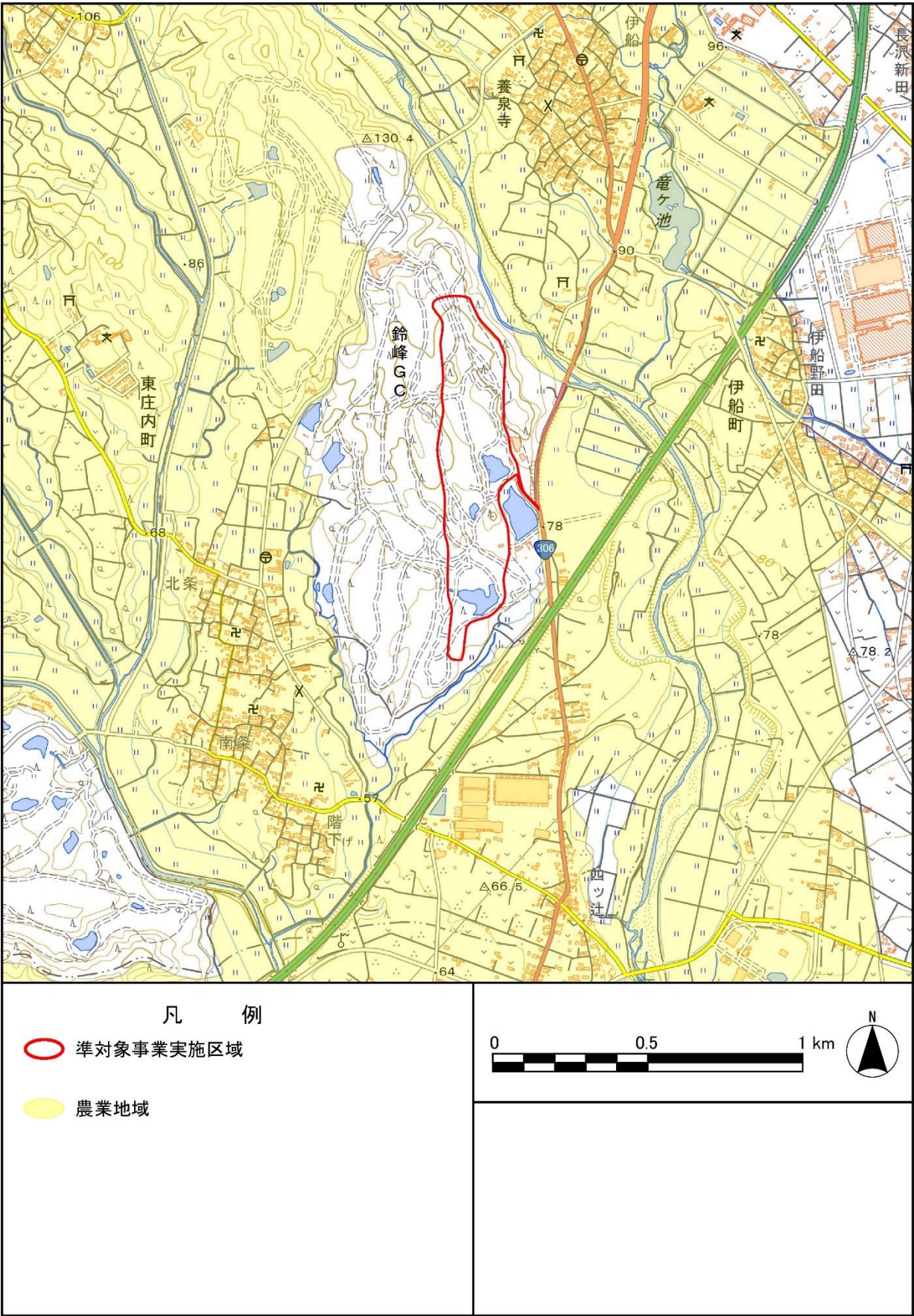


図 3.2.2-3 農業地域

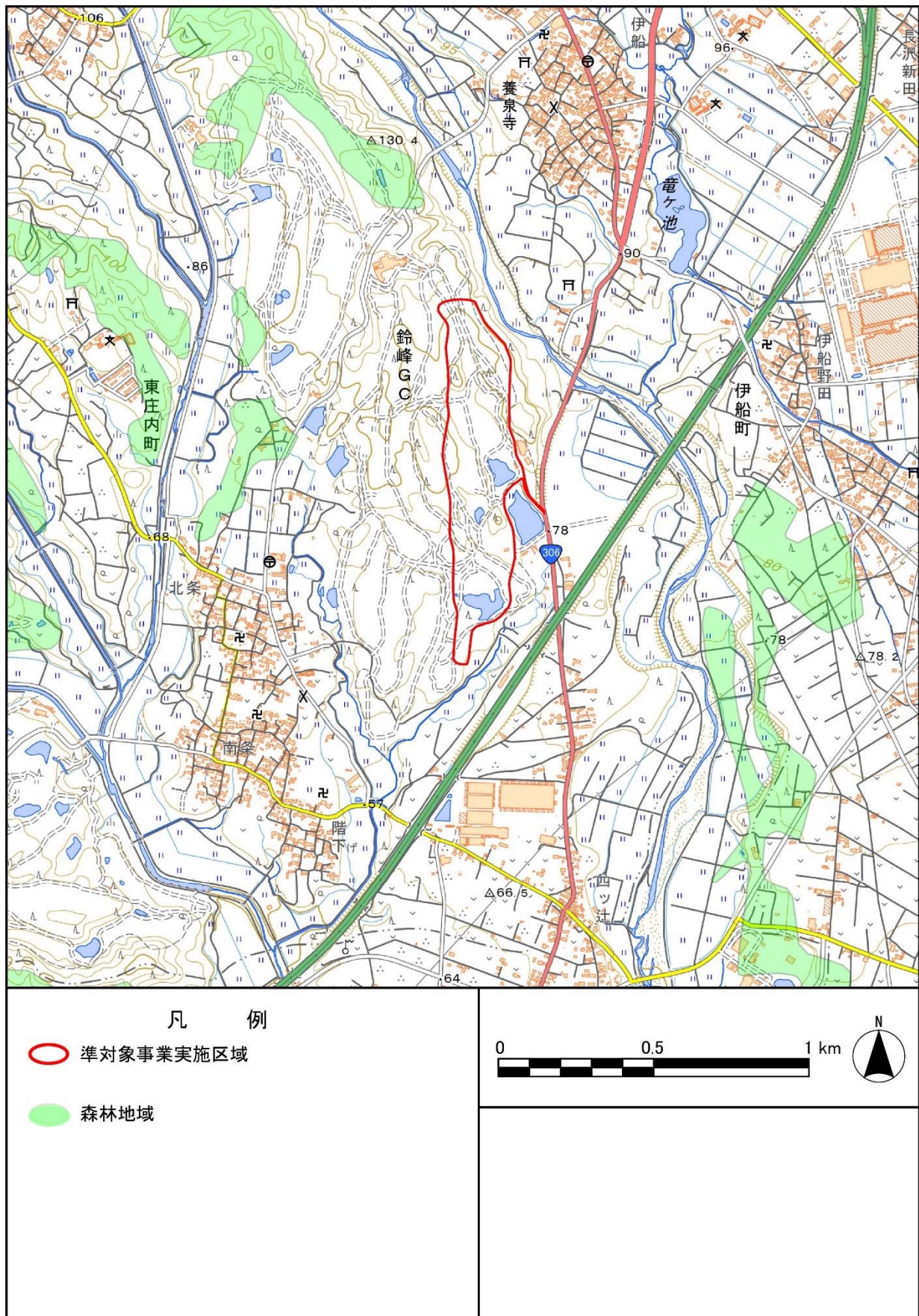


図 3.2.2-4 森林地域

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼の利用状況

① 水道用水としての利用

鈴鹿市における上水道の取水状況は表 3.2.3-1 に示すとおり、鈴鹿市では表流水からの取水及び深井戸による地下水取水を行っており、また、県からの入水により取水している。

準対象事業実施区域の周囲には、上水道用水の水源としての河川及び湖沼の利用はない。

表 3.2.3-1 上水道の取水状況（平成 30 年度）

地域	給水区域内人口 (人)	現在給水人口 (人)	年間取水量 (m ³)							
			合計	ダム	表流水	伏流水	浅井戸	深井戸	湧水	受水
鈴鹿市	199,948	199,752	113,900	－	1,067	－	－	94,033	－	18,800

注：「－」は、該当のないものを示す。

出典：平成 30 年度三重の水道概況(三重県)

② 漁業による利用

準対象事業実施区域及びその周囲の御幣川、八島川には漁業権は設定されていないが、これらの河川の本流である鈴鹿川については、漁業権が設定されている。

3.2.4 交通の状況

準対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は図 3.2.4-1 に示すとおり、東名阪自動車道、一般国道 306 号等が挙げられる。

また、準対象事業実施区域及びその周囲における平成 27 年度の交通量調査結果は、表 3.2.4-1 に示すとおりである。

表 3.2.4-1 主要道路の交通状況（平成 27 年）

単位：台

番号 ^{注1}	路線名	交通量観測地点名	調査時間 ^{注2}	交通量		昼間 12 時間 大型車混入率
				12 時間	24 時間	
①	東名阪自動車道	神戸長沢線鈴鹿 IC ～ 新名神高速道路亀山 JCT	24 時間	55,217	90,713	36.7%
②	一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町	12 時間	4,153	5,274	25.0%
③	主要地方道 27 号 神戸長沢線	鈴鹿市三畑町	12 時間	13,292	16,216	22.1%
④	一般県道 407 号 三畑四日市線	鈴鹿市西庄内町	12 時間	633	760	4.3%
⑤	一般県道 638 号 西庄内高塚線	鈴鹿市東庄内町	12 時間	1,893	2,272	4.2%

注 1：表中の番号は、図 3.2.4-1 中の番号に対応する。

注 2：12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時、24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時

注 3：12 時間観測区間については、昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いて推定した 24 時間交通量を記載。

出典：平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果(国土交通省ホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月)

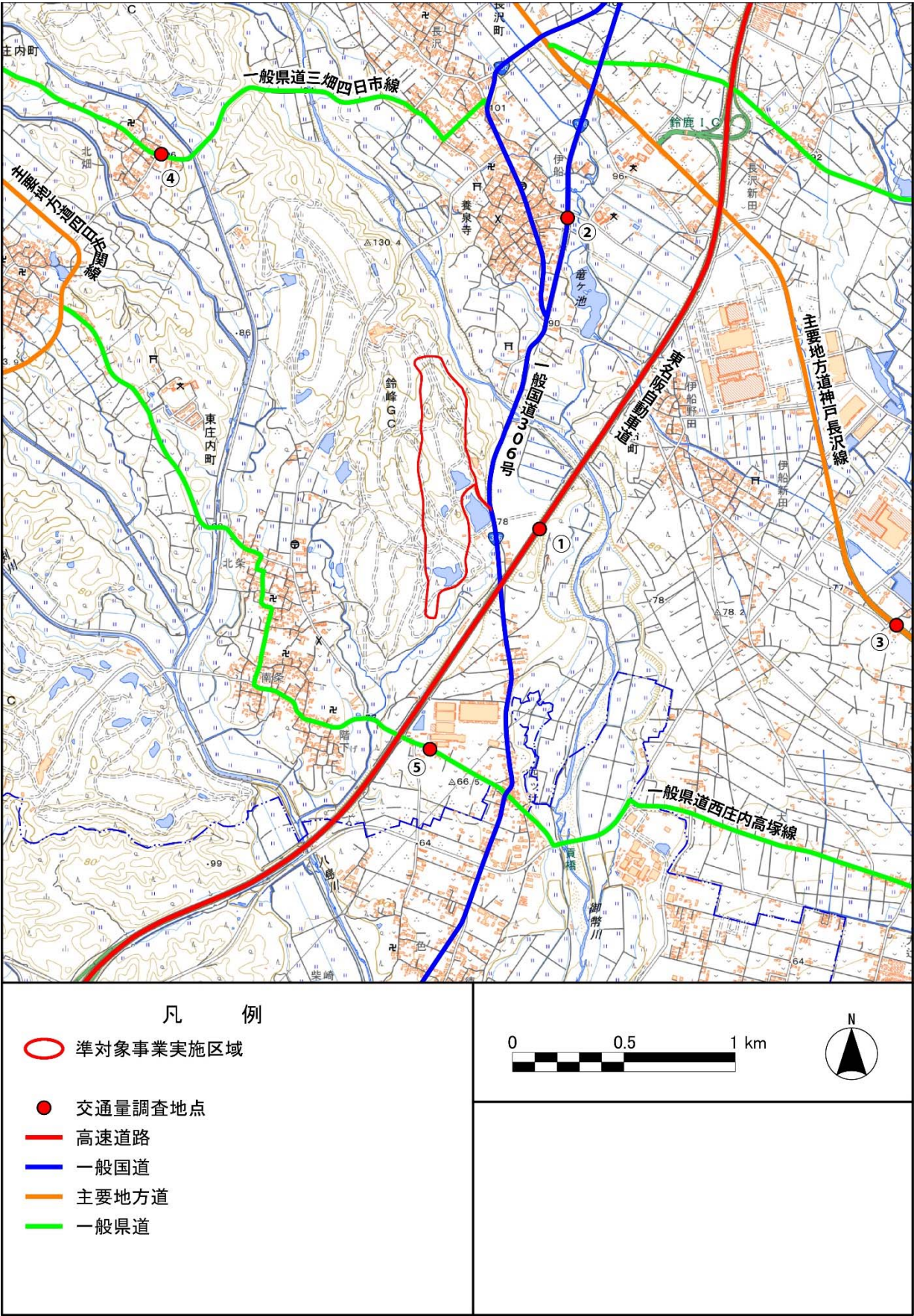


図 3.2.4-1 主要な道路

3.2.5 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下「環境保全上配慮すべき施設」という。）としては、学校、医療機関、社会福祉施設等があげられる。準対象事業実施区域及びその周囲における環境保全上配慮すべき施設は、表 3.2.5-1 に示すとおりである。

準対象事業実施区域の周囲には図 3.2.5-1 に示すとおり、準対象事業実施区域から約 1 km の範囲に「庄内青い鳥保育園」、「鈴鹿市立深伊沢小学校」、「鈴鹿市立庄内小学校」、「鈴鹿市立鈴峰中学校」が存在している。最も近い「庄内青い鳥保育園」までの距離は約 600m である。

表 3.2.5-1 環境保全上配慮すべき施設

区分	施設名	所在地
保育園	庄内青い鳥保育園	鈴鹿市東庄内町 3797-1
小学校	鈴鹿市立深伊沢小学校	鈴鹿市伊船町 1693
	鈴鹿市立庄内小学校	鈴鹿市東庄内町 2458-1
中学校	鈴鹿市立鈴峰中学校	鈴鹿市長澤町 1867-1

出典：学校名簿 令和 2 年版(三重県ホームページ、閲覧：令和 2 年 8 月)

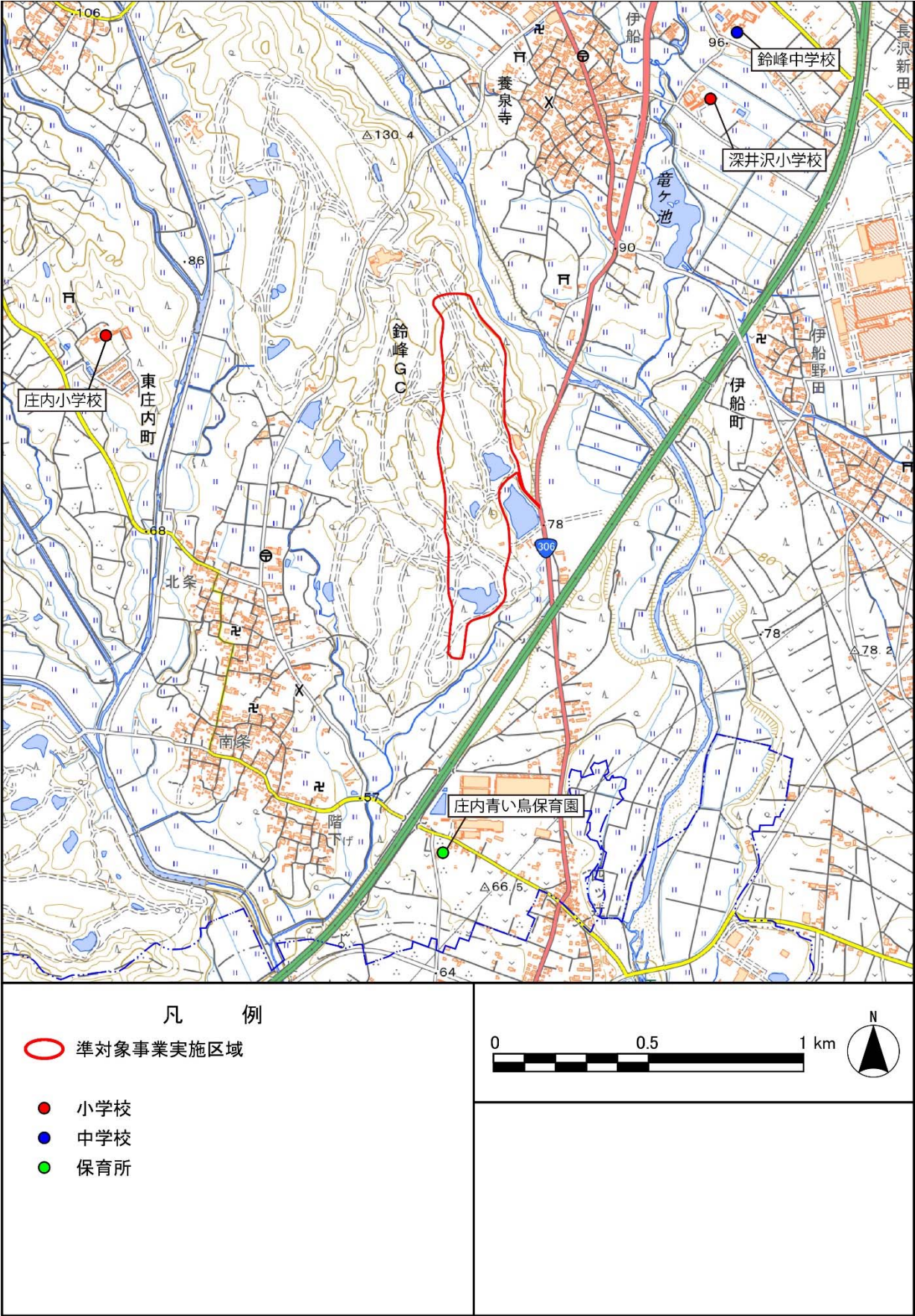


図 3.2.5-1 配慮が特に必要な施設

3.2.6 下水道の整備の状況

鈴鹿市及び三重県における汚水処理人口普及状況及び下水道処理人口普及状況は、表 3.2.6-1 に示すとおりである。

平成 30 年度末における鈴鹿市の汚水処理人口普及率は 92.77%となっている。また、下水道処理人口普及率は 57.20%となっている。

表 3.2.6-1 汚水処理人口普及状況（平成 30 年度末）

地域	住民基本台帳人口 (人)	汚水処理人口 (人)	汚水処理人口 普及率(%)	下水道処理人口 (人)	下水道処理人口 普及率(%)
鈴鹿市	199,948	185,497	92.77	114,370	57.20
三重県	1,817,567	1,551,142	85.34	998,291	54.93

出典：みえの下水道 2019-2020(三重県県土整備部下水道課、令和元年9月)

3.2.7 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物の状況

鈴鹿市及び三重県における一般廃棄物の処理状況は、表 3.2.7-1 に示すとおりである。

鈴鹿市の平成 30 年度におけるごみ総排出量の合計は 68,711t となっている。

表 3.2.7-1 一般廃棄物処理施設の整備状況（平成 30 年度）

区分		鈴鹿市	三重県
ごみ総排出量	計画収集量(t)	54,822	553,688
	直接搬入量(t)	11,938	60,052
	集団回収量(t)	1,951	15,319
	合計(t)	68,711	629,059
ごみ処理量	直接焼却量(t)	55,445	438,992
	直接最終処分量(t)	287	10,409
	焼却以外の中間処理量(t)	8,901	143,130
	直接資源化量(t)	2,130	27,861
	合計(t)	66,763	620,392
中間処理後再生利用量(t)		10,461	124,709
リサイクル率(%)		21.2	26.4
最終処分量(t)		1,744	24,551

注：リサイクル率(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省ホームページ、閲覧：令和2年8月)

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

① 環境基準

ア) 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められている。また、三重県では大気汚染に係る環境保全目標が定められている。

大気汚染に係る環境基準は表3.2.8-1(1)に、ベンゼン等の有害大気汚染物質に係る環境基準は表3.2.8-1(2)に、三重県の大気汚染に係る環境保全目標は表3.2.8-1(3)に示すとおりである。

表3.2.8-1(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。	
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。	
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。	
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。	
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

出典：大気の汚染に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第25号)、二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年環境庁告示第38号)、微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について(平成21年環境省告示第33号)

表 3.2.8-1(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

出典：ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第4号）

表 3.2.8-1(3) 大気汚染に係る環境保全目標（三重県）

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄	年平均値が0.017ppm以下であること
二酸化窒素	年平均値が0.020ppm以下であること

イ) 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づき定められている。騒音に係る環境基準は、道路に面する地域以外の地域については表3.2.8-2(1)に、道路に面する地域については表3.2.8-2(2)に、幹線交通を担う道路に近接する空間については表3.2.8-2(3)に示すとおりである。

なお、準対象事業実施区域周囲では、類型のあてはめが行われている地域は存在しない。

表 3.2.8-2(1) 騒音に係る環境基準【道路に面する地域以外の地域】

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：類型A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

類型B：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

類型C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）、「平成29年版 環境白書」（三重県）

表 3.2.8-2(2) 騒音に係る環境基準【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考:車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

出典：騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）

表 3.2.8-2(3) 騒音に係る環境基準【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基準値	
昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考:個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下)によることができる。	

出典：騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）

ウ) 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づき定められている。

全公共用水域について一律に定められている「人の健康の保護に関する環境基準」は、表3.2.8-3に示すとおりである。

また、河川、湖沼、海域ごとに利用目的の適応性、水生生物の生息状況の適応性及び水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じた水域類型が設けられている「生活環境の保全に関する環境基準」は、表3.2.8-4～6に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周囲では、図3.2.8-1に示すとおり安楽川が河川AA類型、鈴鹿川が河川A類型に指定されている。



図 3. 2. 8-1 水域の環境基準類型指定の状況

表 3.2.8-3 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1g/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

出典：水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)

表 3.2.8-4(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする。						
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。						

注：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊な浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2.8-4(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2.8-5(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—
備考 1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。 2. 基準値は、日間平均値とする。 3. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。 4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

注：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2.8-5(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1・2・3 級(特殊なものを除く。) 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考 1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。 2. 基準値は、年間平均値とする。 3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 4. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。			

注：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2.8-5(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン、 ホルム酸及びその塩
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は年間平均値とする。				

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2.8-5(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		低層溶存酸素
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2.8-6(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	100MPN/ 100mL 以下	検出されないこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする。						
2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。						

注：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2.8-6(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2.8-6(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2.8-6(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

エ) 地下水の水質汚濁

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められている。地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3.2.8-7に示すとおりである。

表3.2.8-7 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)

オ) 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は、表3.2.8-8に示すとおりである。

表3.2.8-8 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。	
3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。	

注：環境基準は、汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

出典：土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)

カ) ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類特別措置法（平成11年法律第105号）に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準が、全国一律に定められている。ダイオキシン類に係る環境基準は、表3.2.8-9に示すとおりである。

表 3.2.8-9 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考 1. 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。	

注1：大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注2：水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

注3：水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

注4：土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)

② 規制基準等

ア) 大気汚染

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）では、工場・事業場に設置されるばい煙・粉じん発生施設等に対して排出基準または規制区域等が定められています。大気汚染に係る規制基準は表3.2.8-10及び表3.2.8-11に示すとおりである。

なお、本事業ではこれら基準値が適用される施設の設置は予定していない。

表3.2.8-10 大気汚染防止法に基づく排出基準

規制物質	規制方式	規制値
硫黄酸化物	規制基準(量規制、地域ごとのK値規制方式)	四日市地域 K=3.0(特別排出基準 K=1.17) 桑名・鈴鹿地域 K=14.5(桑名市は旧桑名市に限る) その他の地域 K=17.5
	総量規制(四日市市、三重郡朝日町及び同郡川越町)	
ばいじん	排出基準(濃度規制、物質種類、施設種類ごと)	0.04~0.50g/Nm ³ (特別排出基準 0.03~0.20g/Nm ³)
カドミウム及びその化合物	同 上	1.0mg/Nm ³
塩素及び塩化水素	同 上	塩素 30mg/Nm ³ 塩化水素 80~700mg/Nm ³
弗素、弗化水素及び弗化珪素	同 上	1.0~20mg/Nm ³
鉛及びその化合物	同 上	10~30mg/Nm ³
水銀	同 上	新設：8~100 µg/Nm ³ 、既設：10~400 µg /Nm ³
窒素酸化物	同 上	60~2000ppm
	総量規制(四日市市、三重郡朝日町及び同郡川越町)	
ダイオキシン類※	同 上	0.1~5ng/Nm ³
特定粉じん(石綿)	規制基準(濃度規制)	10 本/L
ベンゼン	規制基準(濃度規制)	新設：50~600mg/Nm ³ 、既設：100~1500mg/Nm ³
トリクロロエチレン	規制基準(濃度規制)	新設：150~300mg/Nm ³ 、既設：300~500mg/Nm ³
テトラクロロエチレン	規制基準(濃度規制)	新設：150~300mg/Nm ³ 、既設：300~500mg/Nm ³

出典：大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)

※ ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）

表3.2.8-11 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく排出基準

規制物質	排出基準等		規制物質	排出基準等	
	排出口	敷地境界		排出口	敷地境界
硫黄酸化物	四日市地域 K=1.17, 2.92, 3.0	—	ホルムアルデヒド	7.5 mg/Nm ³	0.35 mg/Nm ³
ばいじん	特別排出基準適用 区域 0.1～0.8 g/Nm ³ その他 0.2～5.0 g/Nm ³	—	五酸化バナジウム	—	0.015 mg/Nm ³
			硫 酸	—	0.6 mg/Nm ³
			スチレン	—	4.6 mg/Nm ³
塩 素	30 mg/Nm ³	0.9 mg/Nm ³	フタル酸ビス(2- エチルヘキシル)	12 mg/Nm ³	0.3 mg/Nm ³
塩化水素	80～700mg/Nm ³	2 mg/Nm ³			
鉛及びその化合物	—	0.03 mg/Nm ³	窒素酸化物	総排出量規制(四日市地域)	
アセトアルデヒド	200 mg/Nm ³	12 mg/Nm ³			

出典：三重県生活環境の保全に関する条例施行規則(平成13年3月27日三重県規則第39号)

イ) 騒音

(a) 特定工場等において発生する騒音の規制基準

特定工場等において発生する騒音の規制については、表 3.2.8-12 に示す「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)による規制基準と、表 3.2.8-13 に示す「三重県生活環境の保全に関する条例」(平成 13 年三重県条例第 7 号)による規制基準が定められている。

準対象事業実施区域及びその周囲は、「騒音規制法」に基づく規制地域の指定はないが、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく「その他の地域」に指定されている。

表 3.2.8-12 特定工場等において発生する騒音の規制基準（騒音規制法による規制）

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	朝・夕 (午前 6 時から午前 8 時まで 及び 午後 7 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から 翌日午前 6 時まで)
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
備考 1. 第 1 種区域: 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 第 2 種区域: 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び市長が指定した地域 第 3 種区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び市長が指定した地域 第 4 種区域: 工業地域及び市長が指定した地域 2. 第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。			

出典：工場・事業場に対する騒音・振動規制の手引き(三重県、平成 27 年)

表 3.2.8-13 工場等において発生する騒音の排出基準（三重県生活環境の保全に関する条例）

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8:00~19:00)	朝 夕 (6:00~8:00) (19:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
1 第 1 種低層住居専用地域及び 第 2 種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
2 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層 住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住 居地域及び準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
3 近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
4 工業地域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
5 その他の地域 (工業専用地域を除く)	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

注 1：表中の地域区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる地域である

注 2：第 3 号の項から第 5 号の項までの地域については、当該地域に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲 50m 区域内における基準は、それぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする

出典：三重県生活環境の保全に関する条例施行規則(平成 13 年 3 月 27 日三重県規則第 39 号)

(b) 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制については、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)及び「三重県生活環境の保全に関する条例」(平成13年三重県条例第7号)に基づいて定められており、その基準は表3.2.8-14に示すとおりである。

「騒音規制法」に基づく規制では、準対象事業実施区域及びその周囲において規制地域の指定はないが、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく「1号区域」に指定されている。

表3.2.8-14 【特定】建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分 規制項目	1号区域	2号区域	適用除外
基準値	85 デシベル		
作業禁止時間	午後7時～翌日の午前7時	午後10時～翌日の午前6時	①②③④
最大作業時間	10時間/日	14時間/日	①②
最大作業日数	連続6日		①②
作業禁止日	日曜日その他の休日		①②③④⑤

注1：基準値は【特定】建設作業の場所の敷地の境界線での値

注2：区域区分 1号区域 三重県全域(ただし、工業専用地域及び下記「2号区域」を除く。)

2号区域 工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域を除く区域

注3：適用除外 ①災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合

②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合

③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要がある場合

④道路法又は道路交通法の規定に基づき条件が付けられた場合

⑤変電所の変更工事で特に行う必要がある場合

注4：勧告・命令 基準値を超える大きさの騒音を発生する【特定】建設作業については、騒音の防止の方法の改善のみならず、1日における作業時間を最大作業時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

出典：三重県生活環境の保全に関する条例施行規則(平成13年3月27日三重県規則第39号別表第19)

騒音規制法(昭和43年11月27日厚生省、建設省告示第1号)

(c) 自動車騒音の要請限度

自動車騒音については、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）に基づき要請限度が定められており、その基準は表3.2.8-15に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周囲において、規制区域の指定はない。

表3.2.8-15 自動車騒音に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分		時間の区分 昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
a 区域及び b 区域	1 車線を有する道路	65	55
a 区域	2 車線以上の車線を有する道路	70	65
b 区域	2 車線以上の車線を有する道路	75	70
c 区域	車線を有する道路	75	70
幹線道路に近接する区域における特例		75	70

注1：「昼間」、「夜間」及び「幹線交通を担う道路」とは、それぞれ騒音に係る環境基準と同じ。

注2：「a 区域」、「b 区域」、「c 区域」及び「幹線交通を担う道路に近接する区間」とは、それぞれ騒音に係る環境基準の該当地域の「A」、「B」、「C」及び「幹線交通を担う道路に近接する区域」と同じ。

出典：騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年3月2日総理府令第15号）

ウ) 振動

(a) 特定工場等において発生する振動の規制基準

特定工場等において発生する振動の規制については、表 3.2.8-16 に示す「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号) による規制基準と、表 3.2.8-17 に示す「三重県生活環境の保全に関する条例」(平成 13 年三重県条例第 7 号) による規制基準が定められている。

準対象事業実施区域及びその周囲は、「振動規制法」に基づく規制地域の指定はないが、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく「その他の地域」に指定されている。

表 3.2.8-16 特定工場等において発生する振動の規制基準（振動規制法に基づく規制）

時間の区分 区域の区分		昼間 (午前 6 時から 午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から 翌日午前 6 時まで)
第 1 種区域		60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域		65 デシベル	60 デシベル
備考 1. 第 1 種区域: 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び市長が指定した地域 第 2 種区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び市長が指定した地域 2. 第 2 種区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。			

出典：工場・事業場に対する騒音・振動規制の手引き(三重県、平成 27 年)

表 3.2.8-17 工場等において発生する振動の排出基準（三重県生活環境の保全に関する条例）

時間の区分 区域の区分		昼 間 (8:00～19:00)	夜 間 (19:00～8:00)
1	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、及び準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
2	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）	65 デシベル	60 デシベル

注 1：表中の区域区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる各地域である

注 2：第 2 号の項の地域については、当該地域に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲 50m 区域内における基準は、それぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする

出典：三重県生活環境の保全に関する条例施行規則(平成 13 年 3 月 27 日三重県規則第 39 号)

(b) 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

特定建設作業に伴って発生する振動の規制については、「振動規制法」(昭和51年法律第64号)及び「三重県生活環境の保全に関する条例」(平成13年三重県条例第7号)に基づいて定められており、その基準は表3.2.8-18に示すとおりである。

「振動規制法」に基づく規制では、準対象事業実施区域及びその周囲において規制地域の指定はないが、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく「1号区域」に指定されている。

表3.2.8-18 【特定】建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

区域の区分 規制項目	1号区域	2号区域	適用除外
基準値	75 デシベル		
作業禁止時間	午後7時～翌日の午前7時	午後10時～翌日の午前6時	①②③④
最大作業時間	10時間/日	14時間/日	①②
最大作業日数	連続6日		①②
作業禁止日	日曜日その他の休日		①②③④⑤

注1：基準値は【特定】建設作業の場所の敷地の境界線での値

注2：区域区分 1号区域：三重県全域(ただし、工業専用地域及び下記「2号区域」を除く。)

2号区域：工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域を除く区域

注3：適用除外 ① 災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合
 ② 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合
 ③ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要がある場合
 ④ 道路法又は道路交通法の規定に基づき条件が付けられた場合
 ⑤ 変電所の変更工事で特に行う必要がある場合

注4：勧告・命令 基準値を超える大きさの振動を発生する【特定】建設作業については、振動の防止の方法の改善のみならず、1日における作業時間を最大作業時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

出典：三重県生活環境の保全に関する条例施行規則(平成13年3月27日三重県規則第39号)

振動規制法施行規則第11条、別表第1(昭和51年11月10日総理府令第58号)

(c) 道路交通振動の要請限度

道路交通振動については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づいて要請限度が定められており、その基準は表 3.2.8-19 に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周囲において、規制地域の指定はない。

表 3.2.8-19 道路交通振動の要請限度

区域の区分		時間の区分 昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
1	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、及び準住居地域	65 デシベル	60 デシベル
2	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70 デシベル	65 デシベル

出典：振動規制法施行規則(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 10 号)
振動規制法施行規則に基づく知事が定める区域及び時間の区分(昭和 52 年 12 月 6 日三重県告示第 730 号)

エ) 悪臭

悪臭については、「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)に基づき県知事(市の区域内については市長)がアンモニア等の不快なにおいの原因となり生活環境を損なう恐れのある22物質(特定悪臭物質)または人の嗅覚による規制(臭気指数)を行っている。悪臭に係る規制基準は表3.2.8-20に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周囲は、規制区域に該当する。

表3.2.8-20(1) 特定悪臭物質による規制(敷地境界線の地表における規制基準)

単位: ppm

特定悪臭物質名	1号規制基準値
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.009
イソバレールアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

出典: 悪臭規制の手引き(三重県、平成28年)

表 3.2.8-20(2) 特定悪臭物質による規制（排出口における規制基準）

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンが規制対象物質であり、その規制基準は、次の換算式によって得られた排出口における排出量（悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 3 条に定める方法により算出して得た流量）である。

$$Q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

Q: 流量(単位温度 0 度、圧力 1 気圧の状態に換算した m^3/h)

He: 補正された排出口の高さ、有効煙突口 (m)

Cm: 敷地境界線の地表における規制基準値 (1 号規制基準値)

He が 5m 未満となる場合については適用しない。

出典：悪臭規制の手引き（三重県、平成 28 年）

表 3.2.8-20(3) 特定悪臭物質による規制（排水における規制基準）

特定悪臭物質名	排水の量 $Q(m^3/s)$	規制基準値
メチルメルカプタン	$Q \leq 0.001$	0.03
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.007
	$0.1 < Q$	0.001
硫化水素	$Q \leq 0.001$	0.1
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.02
	$0.1 < Q$	0.005
硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.3
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.07
	$0.1 < Q$	0.01
二酸化メチル	$Q \leq 0.001$	0.6
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.1
	$0.1 < Q$	0.03

出典：悪臭規制の手引き（三重県、平成 28 年）

オ) 水質汚濁

準対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水については、「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)に基づき全国一律の排水基準(有害物質28物質、生活環境15項目)が定められている。

この排水基準は、「水質汚濁防止法施行令」(昭和46年政令第188号)及び「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」に定める「特定施設(指定施設)」を設置する工場または事業場から公共用水域に排出される水について適用される。さらに、三重県では「大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排出基準を定める条例」(昭和46年三重県条例第60号)により、特定事業場に対して「水質汚濁防止法」の上乗せ基準が定められている。

水質汚濁に係る排水基準は、表3.2.8-21に示すとおりである。

表 3.2.8-21(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

項 目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L
シアン化合物	1mgCN/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mgPb/L
六価クロム化合物	0.5mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mgB/L 海域 230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mgF/L 海域 15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L※
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考	
1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

注：表中の「※」はアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

出典：排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)

表 3.2.8-21(2) 水質汚濁に係る一律排水基準（生活環境項目）

項 目	水質汚濁法に基づく許容限度	県条例に基づく上乗せ排水基準	
		第一種水域	第二種水域
水素イオン濃度(pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)	25mg/L (日間平均 20mg/L)	130mg/L (日間平均 100mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)	25mg/L (日間平均 20mg/L)	130mg/L (日間平均 100mg/L)
浮遊物質(SS)	200mg/L(日間平均 150mg/L)	90mg/L (日間平均 70mg/L)	130mg/L (日間平均 100mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L	日間平均 1mg/L	日間平均 1mg/L
(動植物油脂類含有量)	30mg/L	日間平均 10mg/L	—
フェノール類含有量	5mg/L	日間平均 1mg/L	日間平均 1mg/L
銅含有量	3mg/L	日間平均 1mg/L	日間平均 1mg/L
亜鉛含有量	2mg/L	—	—
溶解性鉄含有量	10mg/L	—	—
溶解性マンガン含有量	10mg/L	—	—
クロム含有量	2mg/L	—	—
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³	—	—
窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L)	—	—
燐含有量	16mg/L(日間平均 8mg/L)	—	—
備考 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 - この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50 m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 - 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。 - 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行(昭和49年12月1日)の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 - 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 - 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 - 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 ※「環境大臣が定める湖沼」昭和60年環境庁告示第27号(窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼) 「環境大臣が定める海域」平成5年環境庁告示第67号(窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域)			

注：「—」は基準が設定されていないことを示す。

出典：排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)、大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排出基準を定める条例(昭和46年三重県条例第60号)

カ) 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)に基づく区域の指定に係る基準が定められている。区域の指定に係る基準は、表3.2.8-22に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周囲において、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」に指定された地域は存在しない。

また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和45年法律第139号)に基づく「農用地土壌汚染対策地域」に指定された地域も存在しない。

表3.2.8-22(1) 区域の指定に係る基準(土壌溶出量基準)

特定有害物質の種類	要 件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

出典：土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)

表 3.2.8-22(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要 件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

出典：土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)

表 3.2.8-22(3) 土壌汚染対策法に定める地下水基準

分類	特定有害物質の種類	地下水基準 (mg/L)
第一種特定 有害物質	クロロエチレン	0.002 以下
	四塩化炭素	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下
	ベンゼン	0.01 以下
第二種特定 有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01 以下
	六価クロム及びその化合物	0.05 以下
	シアン化合物	検出されないこと
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、かつ、 アルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下
第三種特定 有害物質	シマジン	0.003 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下
	チウラム	0.006 以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと

出典：土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号)

キ) 地盤沈下

地盤沈下については、「工業用水法」(昭和31年法律第146号)、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和37年法律第100号)及び「三重県生活環境の保全に関する条例」により、地下水の採取の規制に関する指定地域が定められている。

準対象事業実施区域及びその周囲には、これら指定地域は存在していない。

ク) 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)により、事業活動等に伴って発生した廃棄物(石綿等含有廃建材を含む)は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

ケ) 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(昭和54年法律第49号)の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされている。

また、三重県では、「三重県地球温暖化対策推進条例」(平成25年三重県条例第77号)に基づき、事業者に対し、事業活動における地球温暖化対策に係る目標及び措置を定め、当該目標を達成するための事業活動の継続的な改善を行うとともに、当該地球温暖化対策を公表することを義務付けている。

③ その他の環境保全計画等

ア) 三重県環境基本計画

三重県では、令和元年12月に「脱炭素宣言」を行い、SDGsの考え方をふまえた環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会「スマート（SMART）社会みえ」の実現を目指している。環境の保全に関する目標および施策の方向等を定めるために、令和2年3月に三重県環境基本計画を新たに作成している。

本計画では、持続的可能な社会の実現に向け、協創を通じた分野横断的な取り組みを推進します。施策の推進にあたっては、環境課題の解決だけでなく、経済・社会的な課題の解決にも貢献することができるよう、次に示す3つの視点に基づくこととしている。

視点1：環境、経済、社会の統合性向上

視点2：協創（パートナーシップ）によるアプローチ

視点3：イノベーションの促進・活用

I. 低炭素社会の構築

II. 循環型社会の構築

III. 自然共生社会の構築

IV. 生活環境保全の確保

V. 共通基盤施策

イ) 鈴鹿市しあわせ環境基本計画

鈴鹿市では、「鈴鹿市しあわせ環境基本条例」第8条に基づき、国や県の各種計画との整合を保ちながら、第5次鈴鹿市総合計画において鈴鹿市が目指す将来都市像の実現に向けて、環境に関する施策の基本的方向を示したものとして、平成24年3月に「鈴鹿市しあわせ環境基本計画」を策定している。「鈴鹿市しあわせ環境基本計画」では、地球環境問題等、長期的な視点が必要な分野もあるため、これらを踏まえたものとし、目標年度を平成34年度として以下のように目標を定めている。

基本目標1 自然と共生する社会の構築

基本目標2 生活環境の保全と創造

基本目標3 低炭素社会（地球温暖化対策）の推進

基本目標4 循環型社会の構築

基本目標5 環境教育・学習の充実

(2) 自然関係法令等

① 自然保護関係

ア) 自然公園法に基づく自然公園

準対象事業実施区域及びその周囲には「自然公園法」(昭和32年法律第161号)に基づく指定区域は存在していない。

イ) 自然環境保全法に基づく保全地域

準対象事業実施区域及びその周囲には「自然環境保全法」(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全地域は存在していない。

ウ) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

準対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年条約第7号)の第11条2の世界遺産一覧表に基づく自然遺産の区域は存在していない。

エ) 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

準対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」(昭和48年法律第72号)の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域は存在していない。

オ) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

準対象事業実施区域及びその周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)に基づく鳥獣保護区は存在していない。

カ) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

準対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に基づく生息地等保護区は存在していない。

キ) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

準対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和55年条約第28号)に基づく湿地の区域は存在していない。

ク) 三重県自然環境保全条例に基づく三重県自然環境保全地域

準対象事業実施区域及びその周囲には、「三重県自然環境保全条例」(昭和48年条例第41号、最終改正：平成25年三重県条例第89号)に基づく三重県自然環境保全地域の区域は存在していない。

② 史跡・名勝・天然記念物

文化財保護法（昭和25年法律第214号）等に基づく史跡・名勝・天然記念物の状況は、表3.2.8-23に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周囲には、地域を定めない特別天然記念物及び天然記念物を除いて、史跡・名勝・天然記念物は存在しない。

表3.2.8-23 準対象事業実施区域及びその周囲における史跡・名勝・天然記念物

指定区分	種 類	名 称	所在地
国	特別天然記念物	オオサンショウウオ	地域を定めず
		カモシカ	
国	天然記念物	イヌワシ、オカヤドカリ、ネコギギ、 烏骨鶏、オオワシ、オジロワシ、 カラスバト、カンムリウミスズメ、 紀州犬、河内奴鶏、コクガン、地鶏、 軍鶏、小国鶏、ヤマネ	地域を定めず
三重県	天然記念物	イセギク、イセショウブ、イセナデシコ、 オオダイガハラサンショウウオ	地域を定めず

出典：文化財データベース（三重県教育委員会ホームページ、閲覧：令和元年12月）、鈴鹿市の指定文化財（鈴鹿市ホームページ、閲覧：令和2年8月）

③ 埋蔵文化財

文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表3.2.8-24及び図3.2.8-2に示すとおりである。

準対象事業実施区域の周囲には、東庄内B遺跡、寺垣内遺跡、大日堂古墳、蟹谷古墳等の埋蔵文化財の存在を確認している。

表 3.2.8-24 準対象事業実施区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財

	遺跡名	区分	所在地	時代	遺構・遺物	備考
①	西松山遺跡	包蔵地	伊船町字西松山	奈良	土師器	遺物散布地
②	南畑田遺跡	包蔵地	伊船町字南畑田	縄文・弥生・鎌倉	土坑・溝等	—
③	八割山遺跡	包蔵地	伊船町字八割山	古墳	—	—
④	中八割古墳	古墳	伊船町字八割山	古墳	—	円墳、盗掘坑あり
⑤	上八割古墳	古墳	伊船町字八割山	古墳	—	円墳、盗掘坑あり
⑥	寺垣内遺跡	包蔵地 城館	東庄内町字寺垣内	縄文・弥生・古墳 飛鳥・奈良・平安	堀立柱建物等 土塁・堀	—
⑦	四辻遺跡	包蔵地	東庄内町南寺垣内	古墳	—	古墳群 36 基含む
⑧	姫塚古墳	古墳	東庄内町字石亀	古墳	—	円墳
⑨	池代古墳	古墳	東庄内町字池代	古墳	—	円墳、消滅
⑩	四辻経塚	その他	東庄内町字池代	室町	—	消滅
⑪	東庄内 B 遺跡	包蔵地	東庄内町字石亀	縄文・弥生・奈良	竪穴住居等	—
⑫	東庄内 A 遺跡	包蔵地	東庄内町字杉山	縄文・弥生	竪穴住居等	—
⑬	北ノ垣内中世墓	中世墓	東庄内町字北ノ垣内	鎌倉	土師器・五輪塔	—
⑭	南条中世墓	中世墓	東庄内町字南条	鎌倉・室町	五輪塔	—
⑮	南条 C 遺跡	包蔵地	東庄内町字南条	鎌倉	山茶碗	遺物散布地
⑯	南条 B 遺跡	包蔵地	東庄内町字南条	鎌倉	山茶碗	遺物散布地
⑰	南条 A 遺跡	包蔵地	東庄内町字南条	鎌倉・室町	土師器・山茶碗	遺物散布地
⑱	北ノ垣内南遺跡	包蔵地	東庄内町字北ノ垣内	鎌倉	山茶碗	遺物散布地
⑲	北ノ垣内遺跡	包蔵地	東庄内町字北ノ垣内	鎌倉・室町	土師器・山茶碗	遺物散布地
⑳	大日堂古墳	古墳	東庄内町字武蔵谷	古墳	盗掘坑	円墳
㉑	北条遺跡	包蔵地	東庄内町字北条	平安・鎌倉	井戸・土坑等	—
㉒	吉尾道場跡	その他	東庄内町字坊山	室町	土塁・堀・井戸	真慧上人根拠地
㉓	吉尾道場西遺跡	包蔵地	東庄内町字坊山	鎌倉	山茶碗	遺物散布地
㉔	蟹谷古墳	古墳	東庄内町字蟹谷	古墳	葺石	円墳
㉕	上野経塚	その他	西庄内町字上野	鎌倉	一字一石	消滅
㉖	龍臥谷 1 号墳	古墳	東庄内町字竜臥谷	古墳	—	円墳
㉗	龍臥谷 2 号墳	古墳	東庄内町字竜臥谷	古墳	—	円墳

注：表中番号は、図 3.1-29 の番号に対応する。

出典：「地理情報(遺跡情報)」(鈴鹿市ホームページ)

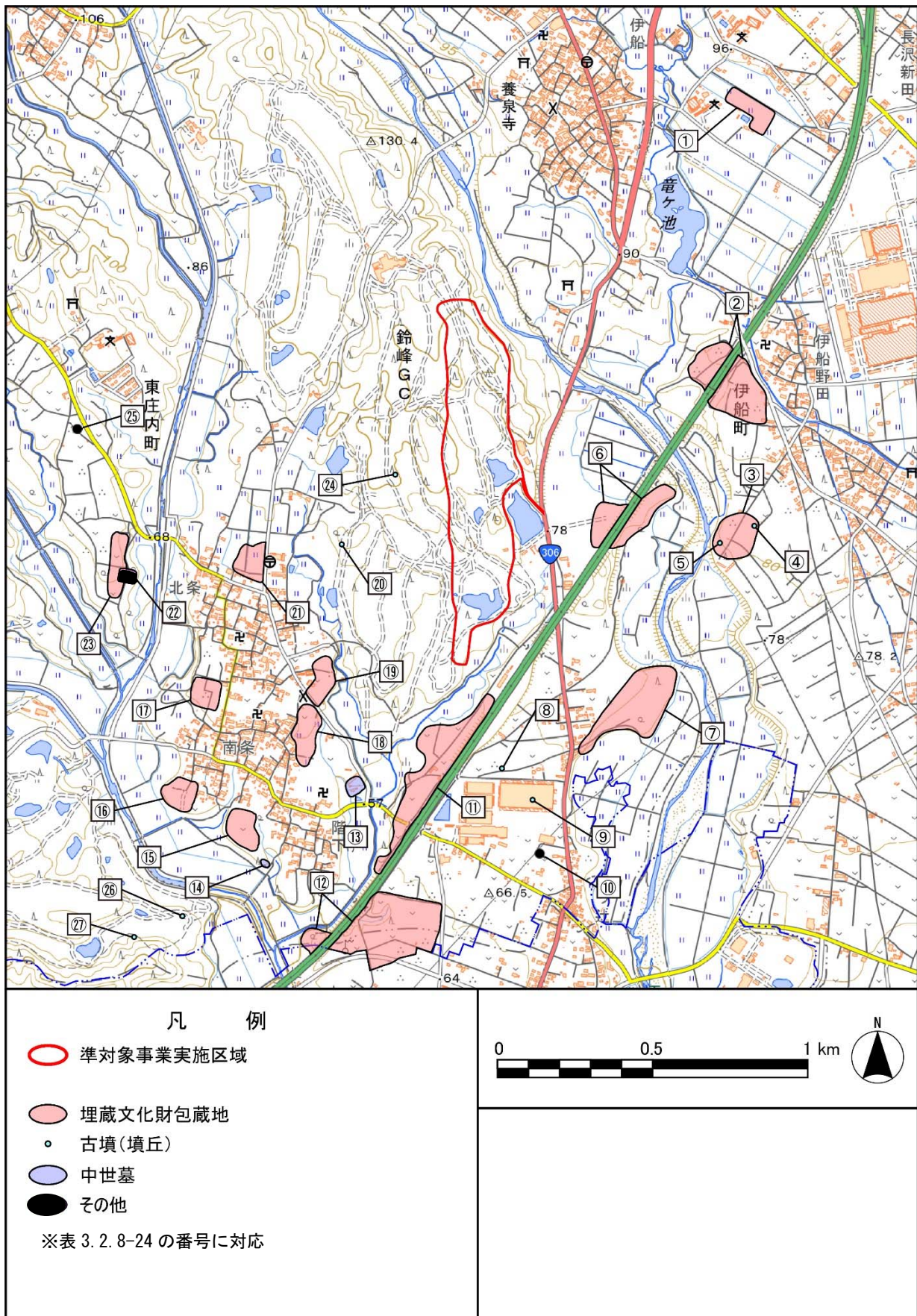


図 3.2.8-2 埋蔵文化財包蔵地の状況

④ 景観保全関係

ア) 景観計画区域

「景観法」(平成16年法律第110号)第8条の規定に基づき、景観行政団体である三重県は「三重県景観計画」(平成19年策定)を策定しており、準対象事業実施区域の位置する鈴鹿市は、景観計画に定める景観計画区域にあたる。

イ) 風致地区

準対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)により指定された風致地区は存在していない。

⑤ 国土防災関係

ア) 森林法に基づく保安林

「森林法」(昭和26年法律第249号)に基づく保安林は、準対象事業実施区域及びその周囲には存在していない。

イ) 地域森林計画対象民有林

「森林法」(昭和26年法律第249号)に基づく「地域森林計画対象民有林」の指定状況は、図3.2.8-6に示すとおりである。

準対象事業実施区域の周囲には、地域森林計画対象民有林が存在している。

ウ) 砂防法に基づく砂防指定地

「砂防法」(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地は、準対象事業実施区域及びその周囲には存在していない。

エ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域は、準対象事業実施区域及びその周囲には存在していない。

オ) 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号)に基づく地すべり防止区域は、準対象事業実施区域及びその周囲には存在していない。



図 3.2.8-6 地域森林計画対象民有林

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況を表3.2.9-1に整理した。

表3.2.9-1 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無		
			鈴鹿市	準対象事業実施 区域の周囲	準対象事業実施 区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○
		農業地域	○	○	×
		森林地域	○	○	×
公害防止	都市計画法	都市計画用途地域	○	×	×
	環境基本法	騒音類型指定	○	×	×
		公害防止計画	×	×	×
	騒音規制法	規制地域	×	×	×
	三重県生活環境の保全に関する条例	騒音の規制地域	○	○	○
	振動規制法	規制地域	×	×	×
	三重県生活環境の保全に関する条例	振動の規制地域	○	○	○
	水質汚濁防止法	指定地域	○	○	○
	悪臭防止法	規制地域	○	○	○
	土壌汚染対策法	指定区域	×	×	×
	工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×
		国定公園	×	×	×
		県立自然公園	×	×	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×
	三重県自然環境保全条例	県自然環境保全地域	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	×	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○※	○※
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○※
		市指定史跡・名勝・天然記念物	○	×	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	×
景観	景観法	景観計画区域	○	○	○
国土防災	都市計画法	風致地区	×	×	×
	森林法	保安林	○	×	×
		地域森林計画対象民有林	○	○	×
	砂防法	砂防指定地	○	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	×	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	○	×	×

注1：○；指定あり、×；指定なし

注2：※は、所在地が三重県下一円(地域を定めず指定したもの)の種のみの指定があることを示す。